

栃木市監査委員告示第25号

平成26年10月16日付け栃木市監査委員告示第15号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、栃木市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表する。

平成26年12月4日

栃木市監査委員 藤沼康雄

栃木市監査委員 千葉正弘

栃市総第219号
平成26年12月 3日

栃木市監査委員 藤沼康雄様

栃木市監査委員 千葉正弘様

栃木市長 鈴木俊美

平成26年度監査の結果報告に基づく措置について

平成26年10月16日付で提出された監査の結果について、当該監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

監査対象	財政援助団体 栃木地区交通安全協会西方支部
監査結果報告日	平成26年10月16日付け 栃市監第73号
措置結果通知日	平成26年12月 3日付け 栃市総第222号
監査結果	<p>指摘事項（栃木地区交通安全協会西方支部）</p> <p>補助金本来の意義を再認識し、補助対象経費に関して基準を設けるなど透明性の確保に努め、補助金額を精査し、適正な執行をされたい。</p> <p>事務処理について、栃木地区交通安全協会の各支部等により取扱いが異なっているので、統一的な事務処理及び経理事務を定めた規程等を作成し、健全な財政運営に努められたい。</p>
措置内容	<p>補助金につきましては、運営補助ではなく、事業に対する補助金であると認識しているところであります。したがいまして、使途につきましては事業費の交通安全対策費に充当させて頂いて予算の執行を行っております。</p> <p>しかし、予算・決算書上では財源充当が明確になっておりませんので、今後、財源充当を明確にしていきたいと思います。</p> <p>なお、今後も自主財源を確保し、補助金の減額に努めて参ります。</p> <p>栃木地区交通安全協会の各支部における事務処理及び経理事業につきましては、ご指摘のとおり、基本的な部分の統一について今後調整を図って参るとともに、併せて、より適正な補助金支出となるよう見直しを図って参ります。</p> <p>具体的には、調整のための関係課長会議及び担当者会議を随時開催しながら調整事務を進めて参るとともに、任意団体に関する事であるため、構成する役員さん等の意見も尊重しながら事務処理等の統一及び改善を図って参りたいと考えております。</p>